明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二六九）　三
○道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二七〇）
○都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令（二七一）
○地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（二七二）

〔内閣官房令〕

○標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（内閣官房五）　六

〔省　令〕

○大学設置基準及び大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令（文部科学二九）　八
○肥料の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産四三）　九
○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産・環境三）　一〇
○道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（国土交通六五）　一三
○道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（同六六）　一四
○宅地建物取引業法施行規則及び国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同六七）　一五

〔告　示〕

○沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第一号及び第一号の二の規定に基づき主務大臣が定める資金を定める件の一部を改正する件（内閣府・財務一〇）　一六
○沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件（同一一）　一九
○大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示（文部科学一〇一）　二〇
○令和六年度の私立の大学の学部の収容定員を増加する学則の変更の認可の申請に係る文部科学大臣が定める期間の告示（同一〇二）　二〇
○大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準第一条第六項の文部科学大臣が定める基準（同一〇三）
○肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件（農林水産一〇五三）　二七
○特殊肥料等を指定する件の一部を改正する件（同一〇五四）　二七
○肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十一条の二第一項、第二項、第三項及び第四項の規定に基づき普通肥料の原料の種類等の保証票への記載に関する事項を定める件の一部を改正する件（同一〇五五）　二八
○肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第七条の六の規定に基づき農林水産大臣の指定する化成肥料等を指定する件の一部を改正する件（同一〇五六）　二九
○肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第一号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件の一部を改正する件（同一〇五七）　三〇
○環境大臣及び農林水産大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（農林水産・環境四）　三一
○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第二条第十五号の規定に基づく環境大臣及び農林水産大臣が定める動物及び運搬に係る要件（同五）　三四
○中部山岳国立公園に関する中部山岳生態系維持回復事業計画を策定する件（同六）　三四
○平成十六年国土交通省告示第百七十二号の一部を改正する件（国土交通九三五）　三五
○宅地建物取引士に対する講習の実施要領の一部を改正する件（同九三六）
○環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（環境六四）　三五

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。